

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全・公正にして透明性の高い経営の実現を重要課題の一つと認識し、法令等の遵守、実効性のある内部統制、情報の適時開示、独立性のある監査機能、リスクマネジメントの強化を図り、コーポレート・ガバナンスの機能拡充と全社的なコンプライアンス体制の整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2】株主総会における権利行使

当社は、第32期定時株主総会より議決権の電子行使を採用いたします。なお、海外投資家の比率が極めて低いこと等に鑑み、現時点においては、英文による招集通知の作成は行っておりません。英文による招集通知の作成については、今後の株主構成の変化や費用対効果等を勘案した上で、その都度、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 2-4】女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保

当社は、中核人材の登用等における多様性の確保は重要であると認識しており、中途採用者の管理職登用を行っております。また定年再雇用制度により、シニア人材の活用も進めております。現時点において女性の管理職登用は実施できておりませんが、今後当社の人材基盤強化において、将来の中核人材の登用等を見据えた女性社員の育成を目指しております。方針や指標、実施状況の開示につきましては、今後公表時期も含め検討してまいります。

【補充原則 3-1】英語による情報開示

当社は、現在、英文での情報開示は、当社ホームページに於いて会社概要を掲載しておりますが、海外投資家の比率が極めて低いため、その他の情報については英文での情報開示は行っておりません。今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討してまいります。

【補充原則 3-1】サステナビリティについての取組み等

当社の主要事業である学習塾事業は環境に与える負荷が小さく、また気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響は少ないものの捉えておりますが、取締役会やリスク・コンプライアンス管理委員会にて、継続的にその内容及び課題等への対応につき、報告・議論しております。今後もサステナビリティに関する取組や施策は事業活動とともに重要な議題として取り扱ってまいります。

また、人的資本や知的財産への投資等については、環境整備に努めていくとともに、事業の発展に必要で有用な指標につきましては今後当社を取り巻く環境を踏まえ検討してまいります。

【補充原則 4-2】報酬制度の設計

現在、中長期的な業績と連動する自社株報酬制度は導入しておりません。今後については持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度の導入について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4】政策保有株式

当社は、投資目的以外の目的で保有するいわゆる政策保有株式を保有しておりません。なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じました場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであることを説明するとともに、政策保有に関する方針、及び政策保有株式に係る議決権行使への適切な対応を確保するための基準をそれぞれ策定し、その基準にそった対応を行ってまいります。

【原則 1-7】関連当事者間の取引

当社は、当社役員及び役員の特別利害関係者との取引は原則行わないことを基本方針としており、仮に発生する場合は、取締役会において事前に承認を受けることとしております。現在、該当する取引はございません。

【原則 2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、自らが運用を指図する企業年金制度は導入しておりません。

【原則 3-1】情報開示の充実

()経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.wasedazemi.com/ja/ir/managementpolicy/>

経営戦略・経営課題につきましては、有価証券報告書の「経営環境及び対処すべき課題」に掲載しております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

基本的な考え方方は、冒頭に記載の通りです。

()取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営状況、経済情勢等を考慮して、任意の報酬委員会での審議を経て、取締役

会の決議により決定した決定方針に基づき決定しております。

()取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名にあたっては、会社の各機能をカバーできる知識・経験・能力のバランスを総合的に勘案し、当社の業績および企業価値向上への貢献度等を考慮して、任意の指名委員会での審議を経たうえで取締役会にて決定しております。なお監査等委員である取締役候補の決定にあたっては、監査等委員会の同意を得ております。

()取締役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明

取締役候補の選任理由については、株主総会招集通知に開示いたします。

【補充原則 4-1】経営陣に対する委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規程に従い、法令、定款に定める事項及び重要な業務執行事項を決定しておりますが、意思決定の迅速化、取締役会の監督機能の強化を目的として、個別の業務執行事項については、職務権限規程に従い業務の執行を担う管掌取締役に最大限委任しております。

【原則 4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。独立社外取締役については、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するようにしております。また、取締役会において忌憚のない意見を述べができるよう配慮をしております。

【補充原則 4-10】任意の仕組みの活用

当社の独立社外取締役は、取締役会の半数に達しておりませんが、指名報酬委員会において、取締役等の選解任や報酬等について審議し、取締役会に対して答申する機能を確立することにより、公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築しております。なお、当社の指名報酬委員会は、代表取締役会長、独立社外取締役3名で構成されており、委員会の独立性は十分に確保しているものと考えております。

【補充原則 4-11】取締役の選任に関する方針・手続き

当社は、指名報酬委員会で、当社の置かれている経営環境を勘案し、取締役会の構成メンバーの特性を考慮して、事業への精通と複数部門での業務経験・広範な知識・専門分野の経験・マネジメント経験等の要素を総合的に勘案しつつ、性別・年齢等を問わず、必要とされる能力・知識・経験を持つことを基準に、取締役選任案を取締役会に答申し、取締役会で審議を行い決定し、株主総会にて上程しております。

【補充原則 4-11】取締役の兼任状況

当社は、取締役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。また、業務執行取締役の兼職状況については、毎年、定期的に確認し、取締役会において承認及び報告を実施しておりますが、現在、取締役の責務を果たす上で影響を及ぼす兼職はありません。なお、常勤の社外取締役は他社の役員は兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則 4-11】取締役会の実効性の分析・評価

取締役会は、取締役会の実効性を評価するために、取締役に対しアンケート形式による自己評価を実施しております。その結果を基に、取締役会において取締役会の構成、運営、議題等に関して分析・評価し、評価結果の概要を当社ホームページに開示してまいります。

【補充原則 4-14】取締役・監査等委員のトレーニング

当社は、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、必要な知識習得と役割・責任の理解深耕を目的として、必要な外部セミナーや研修等の機会を継続的に提供することを基本方針としております。また、社外取締役については、就任時および就任後も含め、当社の経営戦略、事業内容、社内体制に関する説明および意見交換を行い、当社への理解を深められるようにしております。

【原則 5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、株主や投資家に対しては、通期及び第2四半期には決算説明会を開催するとともに、逐次、スマートミーティングを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉原 俊夫	2,265,650	22.19
株式会社YMM	4,535,000	44.41

支配株主(親会社を除く)の有無	吉原 俊夫
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社YMMは代表取締役会長吉原俊夫の資産管理会社であり、その議決権は当人が保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、やむを得ず取引を行う場合は、取締役会において、事前に取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討したうえで、決定することとしており、少数株主の利益を害する事のないよう対応致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
藤井 智	その他										
鎌川 拓哉	税理士										
吉村 祐一	弁護士										
五島 康一	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 智				県警において総務統括官としての経験を有しており、当社の経営陣から独立した立場で、当社の内部統制システムやガバナンスの更なる高度化に貢献頂くことを期待して、社外取締役に選任しております。
鎌川 拓哉				税理士としての専門的見地ならびに国税局での経験を有しており、当社の経営陣から独立した立場で、当社の内部統制システムやガバナンスの更なる高度化に貢献頂くことを期待して、社外取締役に選任しております。
吉村 祐一				弁護士としての専門的見地ならびにコンプライアンスに関する高い見識を有しており、当社の経営陣から独立した立場で、当社の法令遵守体制の強化やガバナンスの更なる高度化に貢献頂くことを期待して、社外取締役に選任しております。
五島 康一				上場会社を含む複数の幅広い業種の会社において取締役及び監査役として豊富な経験をしており、当社の経営陣から独立した立場で、ガバナンスの更なる高度化及び経営全般に対して助言を頂くことを期待して、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携として、内部監査室、監査等委員、会計監査人による定期的な会合を四半期毎に行い、業務上、内部統制上及び会計上の課題等につき情報を共有し、意見を交換しております。また、内部監査室は、常勤の監査等委員に対しても適宜監査結果を報告することで、情報を共有し、相互に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は2023年1月より取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、取締役会からの諮問に基づき、取締役の指名及び取締役の報酬の決定について委員会で審議し、取締役会に答申することとしております。現時点のメンバーは、議長が社外取締役監査等委員の藤井智、構成員は代表取締役会長の吉原俊夫と社外取締役監査等委員の鎌川拓哉・吉村祐一の合計4名であり、社外取締役が過半数となるよう構成されております。今後、取締役の指名報酬決定の独立性と客観性の確保を強化する観点から、構成員に代表取締役社長の柳澤武志と社外取締役の五島康一を加え、代表取締役会長の吉原俊夫は構成員から外れる方向で検討しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員を除く。)および監査等委員それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役(監査等委員を除く。)については、指名報酬委員会での協議結果を踏まえて取締役会の決議により決定しており、監査等委員については監査等委員の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、管理部管掌取締役が取締役会に付議される議案の内容について、事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)取締役会を経営上の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規定に則り、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は取締役(監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)を除く。)6名(うち社外取締役1名)と、監査等委員3名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査等委員会)監査等委員会は、監査等委員3名(常勤社外取締役1名、非常勤社外取締役2名)で構成されており、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督いたします。監査等委員会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催いたします。監査等委員は、監査等委員会が定めた方針に従い、監査等委員でない取締役等から職務執行状況を調査し、重要書類の閲覧等を行うほか、内部監査室や会計監査人等とも連携しながら経営に対する監査・監督を行います。

(内部監査室)当社は事業部門から独立した内部監査室を設置しており、内部監査責任者1名が当社全体をカバーするよう「内部監査規程」に基づく業務監査を実施し、業務が法令及び社内規程に準拠し、適切に運営されているかについて、代表取締役社長及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、監査対象部門に対して必要な対策、措置等を指示し、その結果を報告することで内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査室・監査等委員会と会計監査人は監査を有効かつ効率的に進めるために、定期的に三様監査連絡会を開催して情報交換を行い、実効的な監査に努めています。

(指名報酬委員会)当社は2023年1月より、取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする指名報酬委員会を設置しております。メンバーは代表取締役会長と社外取締役監査等委員3名の合計4名で、社外取締役が過半数となるよう構成されております。取締役会からの諮問に基づき、取締役の指名及び取締役の報酬の決定について委員会で審議し、取締役会に答申することとしており、取締役の指名報酬決定の独立性と客観性の確保及びプロセスの透明化を図っております。

(リスク・コンプライアンス管理委員会)当社は、リスクマネジメントの指導を適切に行うために、リスク・コンプライアンス管理委員会を設置しております。原則として四半期に1回委員会を開催し、リスクマネジメントに係る方針・施策の策定、リスクに関する情報の収集・分析、リスクの対応策の検討と決定、再発防止策の検討と決定・実施、コンプライアンスの遵守及び取組の推進、コンプライアンス上の疑義が生じた場合の評価と対応方針を協議する役割等を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を含めた取締役会が業務執行の状況を監督し、監査等委員が経営の意思決定に加わることによって取締役会の監督機能を強化するため現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた開催日に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権の電子行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	開催する予定はございません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの要請に応えるために、行動規範を策定しております。当社全ての役職員が社会的責任を自覚し、事業活動に関わるすべての関係法令・社会的に認知された基準・顧客や取引先と取交わした契約・当社の諸規程やルールを遵守することを規定しております。この認識に基づいて、会社全体で共有すべき行動原則として周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ペーパレス化及び省エネ化を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとするすべてのステークホルダーへの適時適切な情報開示の実施を、基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を実践するため、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス体制の整備及び推進を図る。

(b)部署の責任者は、所管部署のコンプライアンス体制の整備及び推進に努める。

(c)法令及び定款の違反行為を予防又は早期発見するため、内部通報に関する規程を定める。

(d)内部監査室は、法令等遵守の状況を監査する。

(e)当社の役職員に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育及び研修を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は、文書保存に関する規程を定めて管理する。

(b)監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)経営上のあらゆるリスクについては、リスク管理に関する規程を定めて対応する。

(b)リスク管理に係る体制について、継続的に改善活動を行うとともに、当社の役職員等に対して、リスク管理に係る教育及び研修を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、対処すべき経営課題や重要事項の決定について審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a)監査等委員会の要請に応じて対応することとし、その場合には、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等から指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a)取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。

(b)監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、当該会議にて報告を受けるとともに議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人より説明を受けることができる。

7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないものとする。

(b)不利な取扱いを受けないことを内部通報に関する規程に定める。

8. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。

9. その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)代表取締役、業務執行取締役等と定期的な情報交換を行う。

(b)内部監査室と定期的な情報交換を行う。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)金融商品取引法等に規定される財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用及び評価を継続的に行うこと、発生した不備に対して必要な是正措置を講じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

(a)当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とする。反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定、具体的な対応を社内に周知し、反社会的勢力には毅然とした態度で対応し不当な要求には応じないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、役職員が反社会的勢力に関与し、又は利益を供与することを防止することを目的として反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを定める。反社会的勢力対応の主管部署を管理部とし、反社会的勢力への対応、反社会的勢力排除に係る法律・条例、指針、ガイドライン等の継続的情報収集及び役職員への周知等を統括する。

1)新規の取引先と取引を開始する際又は役員を選任する場合や新規に社員を採用する際には、必ず反社会的勢力による確認を行った上で、取引もしくは選任・採用の可否を判定する。

2)役員の就任時もしくは社員の入社時には反社会的勢力ではないことに関する誓約書を提出させる。取引先並びにアルバイトと取引契約並びに雇用契約書を締結する際及び入塾申込書には、暴力団排除条項を契約書及び申込書の条文に規定するよう徹底する。

3)当社社員を対象とした、反社会的勢力への対応に関するコンプライアンス研修を開催する。

以上の排除体制に加えて、反社会的勢力からの接触行為や不当要求が行われた場合、もしくは反社会的勢力との不適切な交際を遮断しようとする場合、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターや弁護士と速やかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努める。反社会的勢力からの接触行為や不当要求が行われた場合、もしくは反社会的勢力との不適切な交際を遮断しようとする場合に対応するため、当社における不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署に届出を行っており、警察とも連携できる体制を構築している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

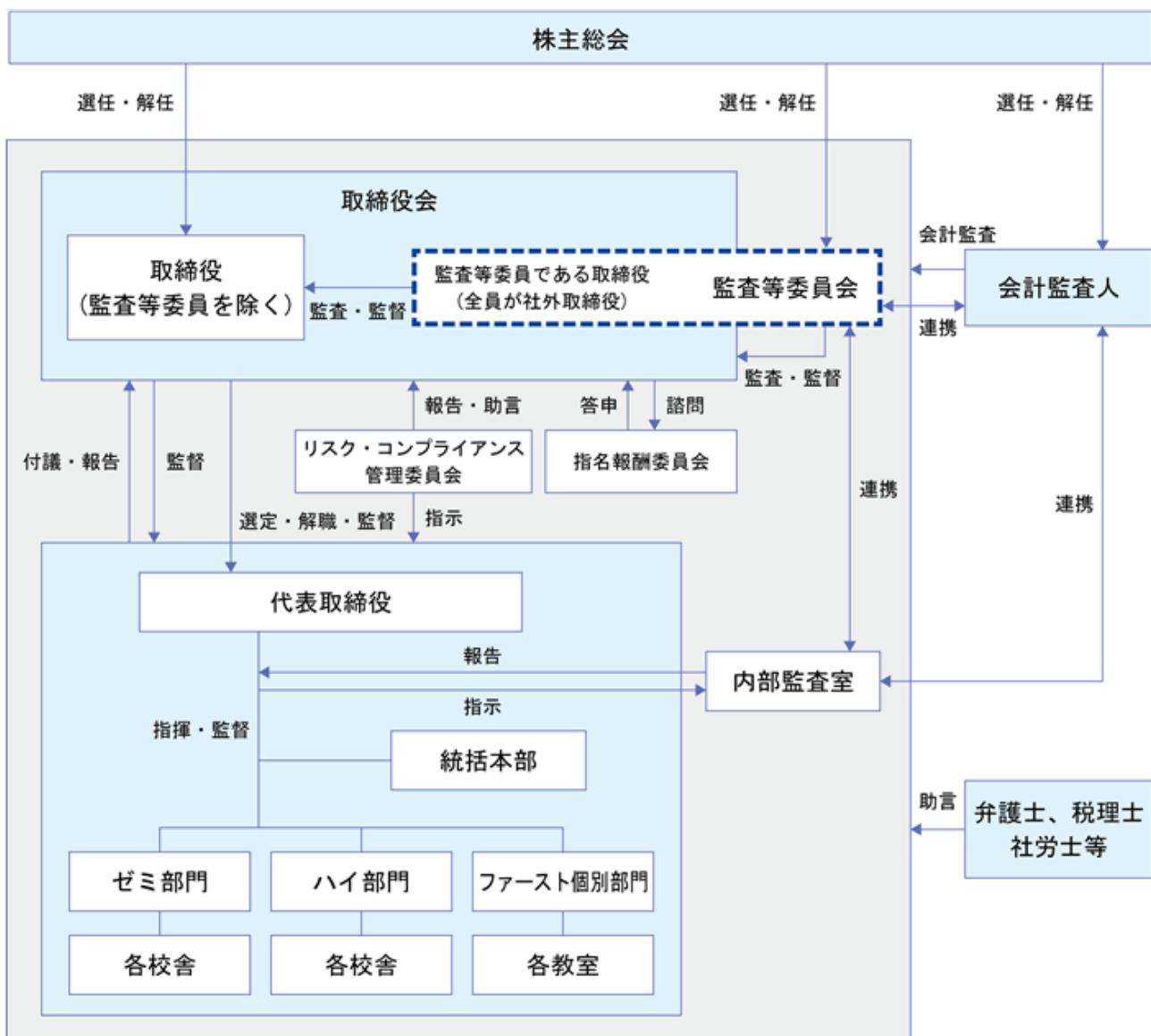
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

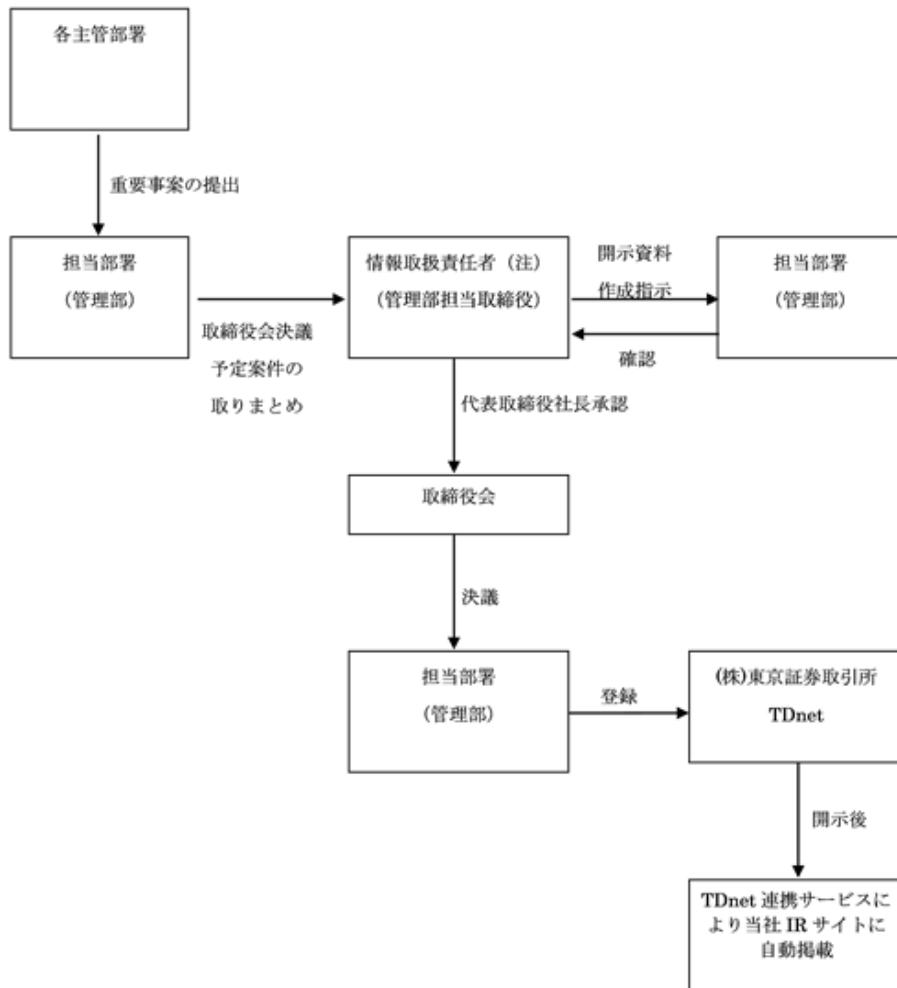
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



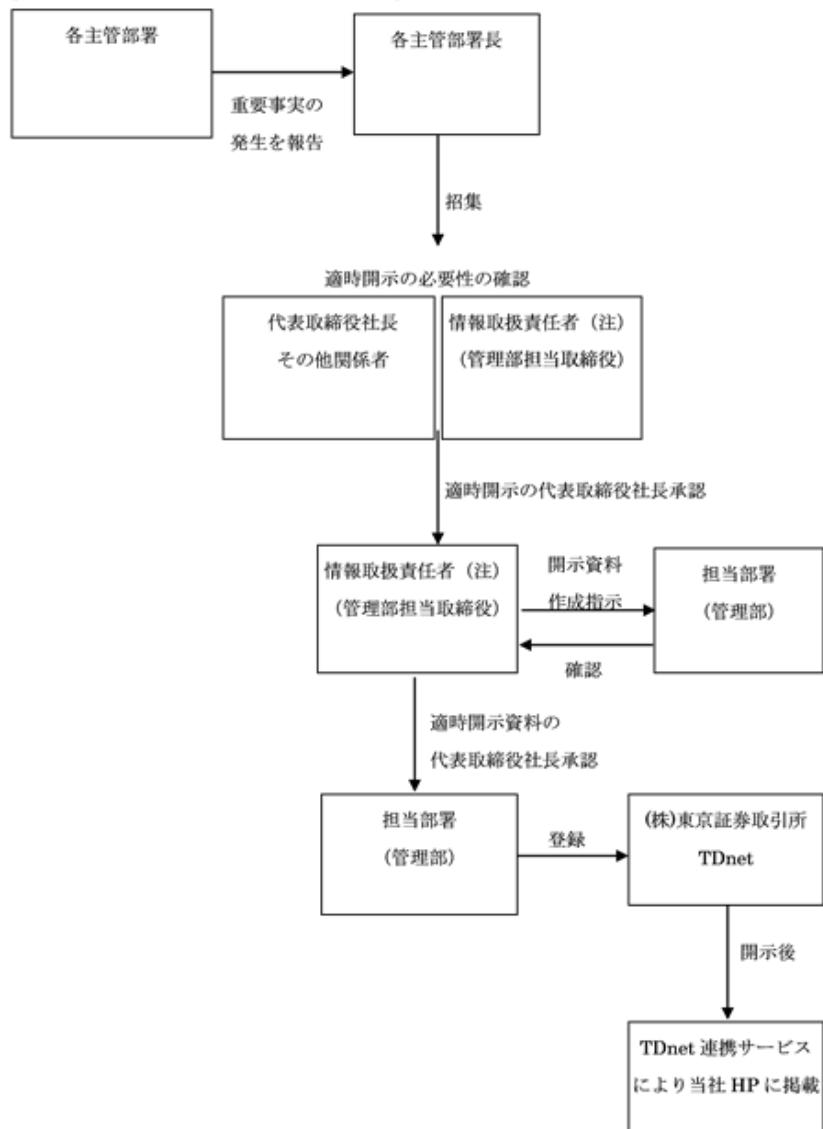
【適時開示体制の概要（模式図）】

【決定事実に関する情報の適時開示業務フロー】



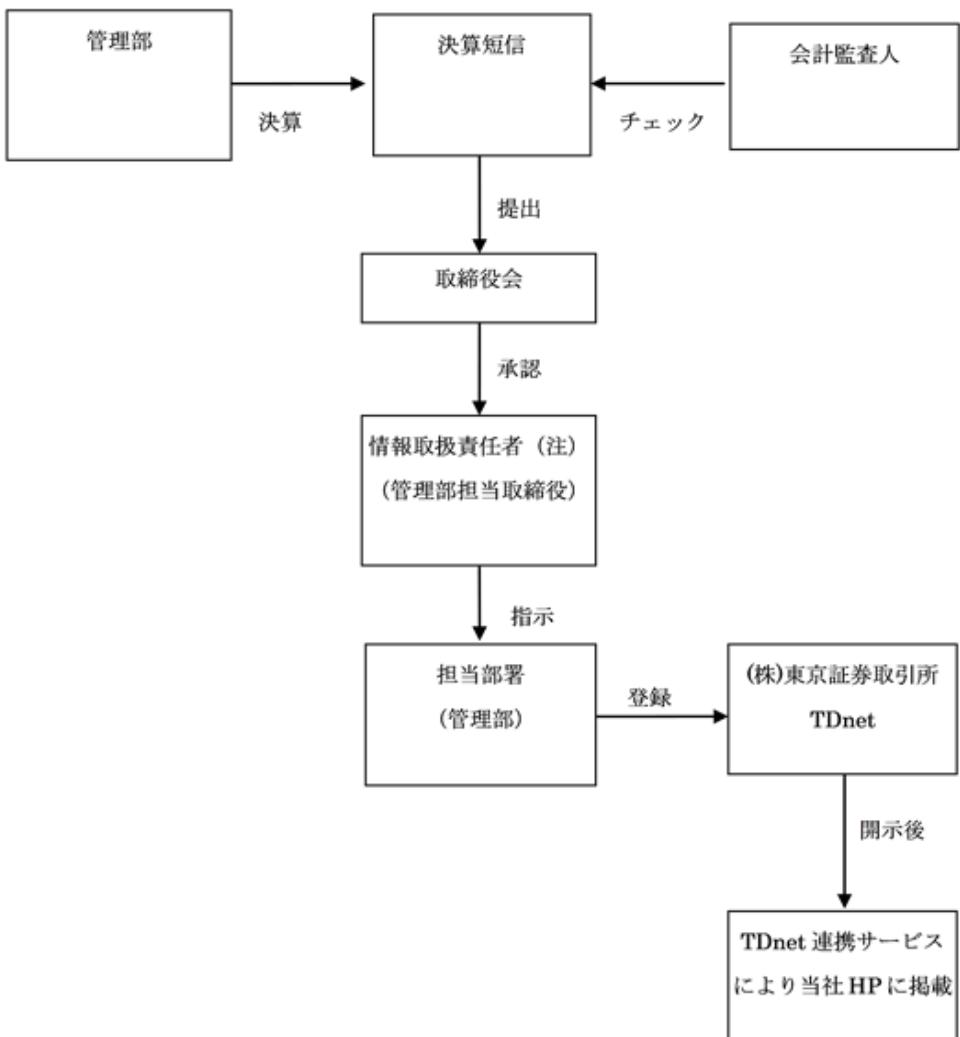
(注) 情報取扱責任者が不在の場合は、代表取締役社長（代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役）と担当部署が適時開示項目のチェック等を行う。

【発生事実に関する情報の適時開示業務フロー】



(注) 情報取扱責任者が不在の場合は、代表取締役社長（代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他取締役）と担当部署が適時開示項目のチェック等を行う。

【決算に関する情報の適時開示業務フロー】



(注) 情報取扱責任者が不在の場合は、代表取締役社長（代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役）と担当部署が適時開示項目のチェック等を行う。